

社発第115号
平成22年3月11日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本 崇雄

株式移転に伴う貸借銘柄の選定取消し及び追加等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借銘柄の選定取消し

(5001) 新日本石油(株) 株式	選定取消日 平成22年3月29日(月)
(5016) 新日鉱ホールディングス(株) 株式	同 上

以上2銘柄

2. 貸借銘柄の追加

(5020) J Xホールディングス(株) 株式	実施日 平成22年4月1日(木)(申込日基準)
--------------------------	-------------------------

以上1銘柄

3. 上記1.により選定取消しを行う銘柄に係る貸借取引の取扱い

次のいずれかを貴社に選択していただきます。

選定取消しを行う銘柄(表記載の甲。以下同じ。)について、名古屋証券取引所における
売買最終日(3月26日)までに返済の申込みを行う。

選定取消しを行う銘柄について、選定取消日以降も貸借取引残高を継続し、株式移転期
日(4月1日)において移転比率に応じて読み替えた親会社株式(表記載の乙。以下同じ。)の
貸借取引残高とする(「残高継続の取扱い方法」は以下のとおり。)

〔残高継続の取扱い方法〕

イ. 申込最終日(3月26日)においては、当該銘柄に係る「顧客取引分」及び「自己取引分」の
貸借取引残高がそれぞれ最低単位株数(表記載の甲の貸借取引残高を継続する場合の最低
単位株数。以下同じ。)の整数倍となるように調整する申込みを行って下さい。当該申込
み後の継続残高については、株式移転期日の前日(申込日基準)まで返済申込みの受付は行
わず、当該期間の貸借値段については当該銘柄の申込最終日の貸借値段を適用します。

ロ．申込最終日現在で貸株超過となった場合、決定した品貸料は6日間適用するものとし
ます。なお、品貸料の授受は毎営業日(休日分は前営業日に合算)行います。

ハ．株式移転期日(申込日基準)においては、上記イ．による継続残高について、移転比率に
応じて株数の読み替えを行い、同日の親会社株式の貸借値段を適用します。当該読み替え
後の株数に親会社株式の貸借値段を乗じて算出した貸付金又は貸株等代り金の金額と前日
の継続残高に係る貸付金又は貸株等代り金の金額との差額については、株式移転期日から
起算して4営業日目の日(受渡日)(4月6日)に更新差金として授受します。

ニ．その他の取扱いは、他の貸借銘柄と同様とします。

(表)

完全子会社とな る会社株式(甲)			親会社となる 会社株式(乙)		株式移転期日 移転比率	甲の貸借取引 残高を継続す る場合の最低 単位株数
申込最終日 売買最終日	選定取消日 上場廃止日		選定日 新規上場日			
新日本石油(株) (5001) (貸借銘柄)	平成22年 3月26日	平成22年 3月29日	J Xホールディングス(株) (5020) (貸借銘柄)	平成22年 4月1日	平成22年 4月1日 甲 1株につき 乙 1.07株	10,000株
新日鉱 ホールディングス(株) (5016) (貸借銘柄)	平成22年 3月26日	平成22年 3月29日			平成22年 4月1日 甲 1株につき 乙 1株	500株

4．貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

(5001) 新日本石油(株) 株式 選定取消日 平成22年3月29日(月)

(5016) 新日鉱ホールディングス(株) 株式 同 上

以上2銘柄

現在、担保として差入れ中の当該株式は、平成22年3月26日(金)までに他の銘柄と差
換えて下さい。

5．貸借担保金代用有価証券適格銘柄の追加

(5020) J Xホールディングス(株) 株式 実施日 平成22年4月6日(火)(受入日基準)

以上1銘柄

以 上